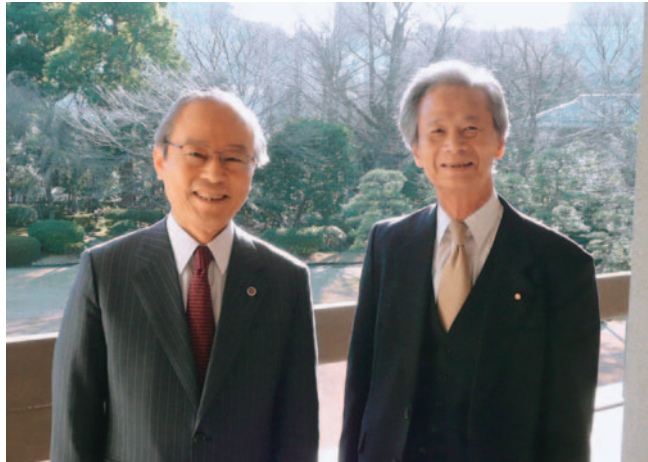


江田五月参议院議長  
本林 徹弁政連理事長

## 新春対談



江田五月参议院議長と本林徹弁政連理事長

本林理事長（以下、本林）：本日はお忙しいところどうもありがとうございます。

江田議長（以下、江田）：ようこそいらっしゃいました。

## ■「ねじれ国会」における参议院の意義・役割

本林：江田議長を対談のお相手として選ばせていただきましたのは、衆議院議長については昭和35年に清瀬一郎先生がなられているのですが、参议院の議長については江田議長が弁護士出身で初めてなられたからです。

早速ですが、参议院の意義・役割についてのお考えを聞かせていただけますか。参议院は、戦前は貴族院ということで、特別な選び方をしていたわけですがけれども、戦後は衆議院と同じように公選制ということになりまして、教科書的には、「衆議院は数の政治で、参议院は理の政治」という位置付けがなされております。

江田：本林先生がおっしゃるように、教科書的には「二院制で、衆議院が国民を数で代表し、参议院が国民を質で代表をする」とか、「再考の府」とか、「理性の府」とか言われています。「じゃあ衆議院には理性がないのか。」と言われても困りますが（笑）。政治の動きというのはいろいろな局面があって、なかなか一般論では語れないところがあります。

従来、衆議院も参议院も同じ勢力が多数を占めていて、衆議院が法案を可決したら、マスコミも役所も「もうこれで法律はできた。参议院は、あとは淡々と機械的にことを進めるだけだ」ということで、「参议院無用論」とか、「衆議院のカーボンコピー」とかいろいろ揶揄されてきました。その揶揄が、必ずしも当たっていないわけではないという現実があったわけです。と

ころがここに来て、衆議院と参議院が数のバランスがまったく違う、いわゆる「ねじれ国会」ということになったので、「ねじれ国会における参議院の役割」ということで考えていきたいと思っています。

参議院は、120年近くの歴史を持つ衆議院と違って、戦後改革の象徴なのです。戦後、貴族制度をなくして、女性参政権も付与して、様々な戦後改革をやって、民主主義で今の憲法の下でスタートをしたのが参議院です。それが60年経って、「さあ戦後レジームはもういらないのだ。」と言うのか、それとも戦後レジームの象徴としての参議院が大いに役割を發揮せよというのか。昨年の参院選の与野党逆転によって、参議院が本来の役割を發揮する時代が来たのです。一党支配という構造の中で、「政治が後ろに退いて、行政が前に出る、官僚優位」という時代がずっと続いてきているけれども、ここでこの際、衆議院と参議院が、ねじれのエネルギーを活かす知恵を發揮して、政治が役割を果たすのです。官僚優位でなく、政治のイニシアチブで日本の進路を決めていく。そういう役割を参議院が担わなければならないと思います。

## ■ねじれ国会における議長の役割

**本林：**なるほど。そういうねじれ国会全体では、議長の議事運営が非常に重要になってきますね。ご苦労、やりがい等があると思うのですが、先日、某省の汚職の問題があって、参議院の野党が証人喚問を単独採決で決定しました。あのときに江田議長が懸念を表明され、最終的には同意でそれを取りやめるということで、見事な采配をされた。そういう議長としての役割についてのお考えを聞かせていただけますか。

**江田：**私としては、議長が裁定や仲裁をしたということではないと思っています。関係者の皆さんの話し合いで、うまく困難が打開できるように、いわば話し合いを仲介したぐらいのものです。委員会中心主義というのがありまして、委員長が「委員会でこう決めました。」と言えば、よほどの瑕疵があって無効というようなものでもない限り、それを執行していく責任が議長にあるのです。先の件は、そこまでの瑕疵はありませんが、意見の対立はあったのです。



証人喚問のこと以外にも悩みの種はあります。衆参で考え方が違ったときに、どうするのか。法案の賛否は、両院協議会で調整をしますが、両院協議会のテーマでないものもあるのです。まだいろいろな例をあげて議論する時期ではないのですが、一つだけ例をあげると、衆議院で可決した法案を参議院で60日以内に議決しないと、衆議院は否決をしたものとみなして、再議決ができるという規定がありますね。この「議決をしない」という解釈なのですが、60日以内に「この案件は継続審議にします。」という議決をしたら、それは議決になるのですか？ ならないのですか？

**本林：**そういう問題がありますね。

**江田：**これはなかなか難しく、仮に参議院では「継続審議の議決も議決である」との解釈をとるとしましょう。それで60日以前にそういう継続審議の議決をして、それで60日が過ぎたとする。衆議院が、60日過ぎたから、参議院は否決したものとみなして、再議決をする。参議院が「継続審議の議決があるではないか」と言うと、衆議院は「継続審議の議決は、そういう憲法で言う議決には入らない」といい、他方、参議院は「入る」と言う。こんな場面を想定した規定はありません。

衆議院の言うほうが勝つ、と考えることもできる。衆参は独立しており、参議院の行動につ

いてのルール解釈権は参議院が持っているけれども、再可決するのは衆議院ですから、衆議院の行動を規律するルールの解釈権は衆議院が持っている。衆議院が「自分はこういう解釈でやる。」と言うのを、参議院が「おまえの解釈は間違っている。」と言えないのではないかと思います。

いろいろ起きたときに、憲法以下のいろいろな法律なり規則なりでルールが決まっていればいいのですが、決まっていないことが山ほどある。「ねじれ」が今までなかったで、問題が表面化しなかった。こういうときに、衆参がお互いにけんかをして困ります。衆参は一部の憲法上の例外を除けば、対等なのですが、「独立・対等」と言ったところで、国民のために国会というものを動かしているわけですから、「二院制の『国会』」というものが一つあるだけであり、「国会」の意思を決めなければいけない。そうすると、衆参は独立・対等ではあっても、バラバラではいけないので、衆参が何事につけ話ができる関係を作っておかなければならない、話し合いで知恵のある解決策を見出さなければならぬと私は思っていました。



衆議院議長の河野さんも同じ思いなのです。衆参の議長同士が話をしたら問題が解決するのかわかりませんが、議長同士がいつでも、「ちょっとまあ、これは相談しようや。」と言えるような関係が大切なのです。ただし、「しゃしゃり出る」のはなるべくないほうがいい。「私達が話し合いをする機会は、なるべくないほうがいい。しかし、必要があれば、我々も話し合うし、衆参の皆さんも、どうぞしっかりと話し合って、合意を見つけ出す努力をして下さい。それが、ねじれを活かす道ではないですか？」 ということ、共通認識を確認し、これを公にしたということなのです。

## ■法曹資格を有する者による立法

**本林：**今後も、品格ある両議長のご活躍を注目して見させていただきたいと思えます。

ちょっと話題を変えさせていただきます。江田議長は、裁判官としての経験を経て、また弁護士としても、国民や企業に対して、法的なサービスを実際におやりになってきた、そういう実務経験も豊富に持っていらっしゃる。そういう弁護士が、実際に資格を持ちながら立法者になることの意味、あるいは、そういうことをやってこられたことが、国会議員としてあるいは議長としての仕切りの中で、どのように役立っているかをお聞かせください。

**江田：**国会は国民の代表で構成されているのですから、国民の中にあるいろいろな考えの人が国会にいた方がいい。男女のバランスでも、もちろんもっと女性が増えたほうがいいし、様々な立場の人がいたほうがいい。同時に国会は、やはり法律を作る所であり、国政調査権を行使して非を正すところであり、またいろいろな階層の間にあるいろいろな紛争 - 今の格差なんていうのは、ある種の紛争の一つだと思います。 - を解決していく場所ですから、他のどういう階層の皆さんと比べても、弁護士が出て行くことの重要性が低いはずはないと思います。

日本で今、衆議院で29名、参議院で16名、合計45名（約6%）が弁護士資格を持っていますが、6%はいくらなんでも少ないという気がします。今、法曹人口の増加の努力が進んでいるわけですが、私は弁護士が法廷に立つだけでなく、いろいろな所で、企業の中にも地域の中にも立法の中にも、やはりもっと弁護士が増えてくることは、社会の質を高めることにつながると思うので、ぜひ一つ、本当にこれから生まれる若い法曹資格を持った皆さんも、法曹資格を持って、国政や地方の政治をはじめとしていろいろな分野で活躍してほしい。そのことが日本の社会を変えることにつながるだろうと思っています。

私自身は、立法する場合でも行政をチェックする場合でも、いつも紛争が好きなのはあ

りませんが、紛争自体は避け難いですよね。

**本林：**おっしゃるとおりです。

**江田：**紛争の原因となるいろいろな背景をしっかりと認識して、そして一本、筋の通った解決をしていこう。「足して2で割る」のではなくて、情に流されるのではなくて、理というものをちゃんとわきまえて、筋の通った解決をしていこう。そういう訓練を法律家は積んでいるのです。その理というのが、コモンセンスであったり、リーガルマインドであったりしますが、そういうもので紛争を解決するという解決の方法が身に付いているはずですから、私が議長として何かの判断を迫られるようなときに、「こういう論理でこういう結論に至る」という論理の部分がなければ、気持ちが落ち着かないですね、どうしても。先日もテロ対策立法の最後のところで、内閣の提出の法案は否決をしましたが、民主党が提案したテロ根絶法案がどうなるかという場面がありました。可否同数の可能性があったのです。この時は、憲法の規定に基づき、議長が裁定をするのですね。サイコロを振っても山勘で決めてもいいのだけれど、私としては、論理を大切にしたい。そこで自分なりに筋の通る論理を一生懸命考えて、それをパソコン打って、準備はしてました。幻のペーパーになりましたけれども、そういうことをちゃんとやっています。

**本林：**国民に十分理解をしてもらうときには、「筋が通っている」という理の存在がものすごく大きいです。

**江田：**大きいと思いますよ。やはり「法の支配」です。自分自身も法に支配される。法というのは理です。法律家は悪しき隣人というけど、やはり悪しき隣人でも法律家は必要なのです(笑)。

## ■弁護士会の課題～裁判員制度の開始と被疑者国選の本格実施～

**本林：**国民のセーフティネットとして法テラスが機能し始め、いよいよ来年から、裁判員制度が始まります。被疑者段階での国選弁護の本格実施も控えています。司法制度改革の総仕上げの段階です。これらを弁護士はしっかり担っていかなければなりません。その関連でいうと、国選弁護報酬の増額の問題があります。

赤字のボランティアを強いるというようなことではなく、適正な報酬を確保することによって、質の高い弁護をするということが、被疑者・被告人を更生させるあるいは社会復帰をさせることに、役に立つのです。そういう意味で、最終的には治安の改善にもつながり、国民が今、一番気にし、懸念している所にもうまくフィットしていくということもあります。国選弁護報酬の増額は、弁護士会の職域の問題という風にとられかねないのですけれども、良質の弁護をすることによって社会復帰、あるいは治安の改善につなげていくという、大きな国民的な視野が、私はあるのではないかなと思っています。

もう一つ、裁判員制度との関係では、取調の全過程の可視化の問題があります。捜査段階が

ブラックボックスだというのが、日本の刑事のプロセスの中で今大きな問題になっており、冤罪の温床になっています。裁判員が参加するためには、適正迅速に裁判が行われるように、取調の可視化を実現し、いざというときには証拠が客観化されていることが必要です。

このように、議長が「自由と正義」2000年7月号で論考された司法制度改革がかなり具体化して、最後の段階にかかっています。この7年間の改革の状況とか裁判員制度、あるいは国選弁護の問題等含めて、ご意見をいただけます



か。

**江田：**司法制度改革というのは、日本社会を変えていくために非常に重要な改革だと思います。冒頭で「参議院は戦後改革の象徴である」ということを申し上げましたが、戦後改革は立法の面や行政の面でもだいぶ行われましたが、とりわけ戦後改革が遅れているのが司法の面でした。やはり裁判所が「お白州裁判」になっていったり、法曹の数が少なくて、「二割司法」などと言われたり、そのようなことがずっと続いていて、特に行政と国民との関係で言えば、「行政優位」から逃げられなかった。ですから、私は、戦後改革を司法の面でも厳しく行わなければならない、「市民が主役の司法」、「国民主権の司法」にしなければいけないという信念をもっていたのです。



弁護士の皆さんは、職域の拡大なら喜ぶが、ボランティアの活動の重圧がかかることや競争が激化することは、あまり喜ばないのかもしれない。法曹はエリートで少数で、バッジさえ付けていれば勝手に仕事が飛び込んでくるほうが楽です。普通に考えれば、やはり人間は苦しいよりは楽をしたいわけですから、楽なほうへ流れがちです。しかし、日本の弁護士はそうではなかった。そういうような「易きにつく」のではなくて、大変な困難を引き受けて、法曹人口の拡大にしても、今の被疑者弁護の拡大にしても、大変なことですが、弁護士の皆さんが司法制度改革の中で牽引車的役割を果たしてこられた。

どうも最近、これまでの苦勞を知らない人たちが、何か勘でものを言っているようなところがあって、ちょっと気になります。しかし、あまり事情を知らない人が言うことに引きずられず、弁護士会がイニシアチブを発揮していただきたいと思います。法曹人口の増員の点は、二割司法からの脱却ということだと思います。裁判員制度は、裁判員を経験した国民が社会に戻って、「裁判というものはこういうものだ。」という経験を広める。どこまで中身を言えるかは別として、そういう経験が社会に広がっていく。それによって、社会全体が法の支配というものの大切さを再認識していくという、そういう意味で裁判員制度が社会を変える、ある種のトリガーになる仕組みだと思っていまして、これもぜひ仕上げなければいけないと思っています。

## ■ 弁護士会・弁護士への期待

**本林：**最後に、弁護士会あるいは弁護士に対して、何を期待されますか。

**江田：**弁護士は正義を確立していくためのプロです。今、弁護士の活躍する場が広がってきています。弁護士さんたちの中には、「これまで苦勞したのだから、あとは安気に暮らしていこう」という考えの人もいるように見受けられますが、そうではなく、たとえ持ち出しであろうが、やはり人権の擁護と社会正義の実現という崇高な理想実現のために、それぞれの場で頑張っしてほしいと、心から願っています。結果的にそれが飯の種になるのであって、飯の種を求めて正義も不正義もゴチャマゼにすることがあっては、断じていけない。

**本林：**社会の正義の総量を積極的に増やすということをやっていきたいと思います。貴重な時間をありがとうございました。

# 歴史的盛況ぶり。2008年新年会

2008年1月31日、弁護士会館2階のクレオにおいて、弁政連新年会が開かれた。先立つこと数日、ガソリン税のいわゆる「つなぎ法案」問題が紛糾し、新年会開催自体危ぶまれる声すらあったが、この日の来賓の数は、69名。期せずして、弁政連始まって以来、最多の参加を頂くことになった（参加者名は、以下のとおり）。

乾杯のご発声を下された江田五月参議院議長を筆頭に、多忙なスケジュールの中おいで頂いた全ての来賓のお声をききたいと、主催者としては、（マイクの故障などの不手際到大汗をかきつつも）矢継ぎ早に、スピーチのお願いをさせて頂いた。これを受け、森山眞弓元法務大臣、北側一雄公明党幹事長など、錚々たる来賓の皆さんが、突然の指名をものともせず、現在の国会情勢、来る総選挙への抱負、そして弁護士会への期待を堂々と語り、その存在感で大いに会場は盛り上がった。（副幹事長 道あゆみ）



森山眞弓元法務大臣



公明党幹事長の北側一雄議員



築瀬進民主党参議院国会対策委員長



津島雄二元厚生大臣



塩崎 恭久 愛媛1区 自民	佐藤 剛男 東北比例区 自民	小宮山 洋子 東京5区 民主	小杉 隆 東京1区 自民	高村 正彦 山口1区 自民	北側 一雄 大阪16区 公明	河村 建夫 山口3区 自民	上川 陽子 静岡1区 自民	小川 友一 東京21区 自民	岡田 克也 三重3区 民主	太田 誠一 福岡3区 自民	大口 善徳 東海比例区 公明	枝野 幸男 埼玉5区 民主	白井 日出男 千葉1区 自民	猪口 邦子 東京比例区 自民	井上 義久 東北比例区 公明	井上 信治 東京25区 自民	伊藤 達也 東京22区 自民	石原 伸晃 東京8区 自民	甘利 明 神奈川13区 自民	愛知 和男 東京比例区 自民	逢沢 一郎 岡山1区 自民				
若宮 健嗣 東京比例区 自民	山本 有二 高知3区 自民	保岡 興治 鹿児島1区 自民	森山 眞弓 栃木2区 自民	牧原 秀樹 北関東比例区 自民	松浪 健太 大阪10区 自民	細川 律夫 北関東比例区 民主	保坂 展人 東京比例区 社民	古川 元久 愛知2区 民主	平野 博文 大阪11区 民主	平岡 秀夫 中国比例区 民主	伴野 豊 東海比例区 民主	原田 義昭 福岡5区 自民	西村 明宏 宮城3区 自民	中山 泰秀 大阪4区 自民	長勢 甚遠 富山1区 自民	長島 昭久 東京比例区 民主	富田 茂之 南関東比例区 公明	土井 亨 宮城1区 自民	津島 雄二 青森1区 自民	谷畑 孝 大阪14区 自民	棚橋 泰文 岐阜2区 自民	仙谷 由人 徳島1区 民主	末松 義規 東京比例区 民主	柴山 昌彦 埼玉8区 自民	階 猛 岩手1区 民主
山口那津男 東京都 公明	築瀬 進 栃木県 民主	森 まさ子 福島県 自民	丸山 和也 比例代表 自民	丸川 珠代 東京都 自民	松野 信夫 熊本県 民主	前川 清成 奈良県 民主	古川 俊治 埼玉県 自民	福島みずほ 比例代表 社民	林 芳正 山口県 自民	鶴保 庸介 和歌山県 自民	千葉 景子 神奈川県 民主	鈴木 寛 東京都 民主	小川 敏夫 東京都 民主	小川 勝也 北海道 民主	大河原雅子 東京都 民主	江田 五月 岡山県 無所属	魚住裕一郎 比例代表 公明	井上 哲士 比例代表 共産	荒木 清寛 比例代表 公明	愛知 治郎 宮城県 自民					

## 衆議院議員

## 出席議員（本人太文字）選挙区・政党

## 参議院議員

（敬称略・五十音順）

# 若手国会議員との意見交換会報告

— 企画委員会主催 —

## 自民党

伊東 卓

12月7日、自民党若手国会議員との朝食意見交換会を開き、森まさこ参議院議員をお招きした。森議員は、弁護士として、日弁連消費者問題対策委員会等で活躍された後、平成17年には任期付公務員として金融庁に入庁して、貸金業法改正に尽力された。平成19年には、参議院議員選挙に当選し、今は国会議員としてバリバリ活躍されている。

朝食を食べながら、まず、森議員から現在取り組んでいる施策について報告していただいた。森議員からは、消費者庁の設立を中心とした消費者保護の行政機能の強化、オウム事件被害者のための救済法案などについて、熱く取り組んでいる様子が語られた。

次いで、若手弁護士とのディスカッションに入ったが、森議員の「弁護士が必要とされている分野は多い。」「弁護士は市民の声に近いところにいる。議員は弁護士の考えを知りたいがっている。」「議員として活躍することも、弁護士のあり方の一つ。」「市民にとって必要な政策を実現するためには、弁護士のロビー活動が重要。」などの指摘に、思わず唖らされる。話題は男女共同参画にも及び、参加者の多くが子育て中の同世代ということもあって盛り上がりを見せた。森議員は、「法曹界でこそ男女共同参画が実現されるべき」と強調。議論が続き、予定時間を大幅にオーバーしたが、自民党国会議員として政策実現のためにいきいきと活動する森議員の姿に、新しい弁護士の姿を見た思いがした。



## 公明党

桑村 竹則

12月14日、弁護士出身の公明党国会議員との朝食意見交換会を開き、山口那津男参議院議員、富田茂之衆議院議員、大口善徳衆議院議員をお招きした。

山口議員は、「法律案の議論において、相手である役人集団は言わば大シンクタンク、それに対し、国会議員は零細な個人事業主、法案の不備を補えるのは弁護士だけ、あらゆる委員会に与党野党とも弁護士が必要である。」と、富田議員は、「平成5年に衆議院に初当選した。当時細川政権だったが、法案が各省庁を経る間にどんどん骨抜きになっていくのを見た。役人は国会議員をバカにしているなどと思った。その後、条文の形で法案を持って行ったら、法制局から、条文を持って来た議員は初めてだと言われたこともある。」と、大口議員は、「弁護士として法技術を学んだことは、立法の世界では非常に役に立つ。」「政治資金規正法の改正で、最後の条文の詰めは6党でやったが、弁護士は私1人だった。」「1万円以下の領収証の開示について、権利濫用・公序良俗違反の場合のみ除外とした。この文言で99%開示となるが、その解釈の感覚が分かるのは、弁護士だから。」「今までは官僚出身の議員がやっていたが、今は弁護士がやっている。」と、いずれも、弁護士が立法に関わることの重要性を力説された。

法律の解釈適用の場面におけるプロである弁護士が、立法の場面でもその経験や技術を活かすことができ、そのような優秀な議員の供給源として非常に期待されているのである。

## 民主党

大森 顕

昨年12月21日、企画委員会では、民主党の若手国会議員の方々との意見交換会を開いた。国会議員の方々との意見交換会は、自民党、公明党に続いて3回目であるが、この日も前2回と同じく、朝の早い国会議員の方々にご参加いただけるよう午前8時から、朝食を摂りながらの開催となった。

この日、ご参加いただいたのは、階猛衆議院議員、北神圭朗衆議院議員、園田康博衆議院議員で、いずれも若手の議員の方である。それぞれの現在の政治活動も然ることながら、何よりも興味深かったのは、3人の方々が政治家となられる前の経歴である。階議員は、われわれと同じく弁護士出身であり、司法修習期は56期である。北神議員は、大蔵省入省後政界入りしたが、幼少期のほとんどをアメリカのカリフォルニアで過ごしたという経歴をお持ちである。園田議員は、様々な大学の講師を歴任された後、政界入りした。

当日は、それぞれの先生から、政治家を志したのはなぜかというテーマから、若手弁護士が政治に関わるのはどのような意味があるのか、どのような方法があるのか、というテーマまで様々な話題で盛り上がった。その中で特に記憶に残ったのは、自民党や公明党の議員の方々と同じく、法律を熟知する者としての弁護士が、法律を作り出す国会議員となることは、とても意義が深いとの我々に向けられたメッセージである。

すなわち政界には弁護士が活躍する場があって、また政界からもそれを求められてもいるということだ。もちろん、「じゃあやるか」と言ってできるものではないが、国会全体からすれば、まだまだ弁護士出身の議員が生まれてもよいと感じた。

以上

## 九州支部設立報告

1月19日、福岡市で九州支部の設立総会並びに記念祝賀会を開催した。九弁連の田中寛理事長（宮崎県）を始め入会者100人余のうち60人の参加を得て、支部長に松崎隆会員（福岡県）を選出した。続いて、本部の本林理事長と伊藤幹事長のほか、国会議員26人（本人11人）と福岡市長のご臨席の下、盛大に祝賀会を挙行了。松崎支部長は「在

野法曹の知恵と経験を生かして国民のためにより良い政策の実現を」と訴えた。（副支部長 川副 正敏）



## 大分県支部設立報告

平成20年2月23日、大分県弁護士会館内で支部設立総会が開催された。

はじめに古田邦夫会員を議長に選任した。

本林徹理事長の挨拶の後、議事に移り、支部規約を承認、岩崎哲朗支部長ほか役員を選任した。合わせて活動方針を

承認し、4月19日には県選出国會議員を招待し、盛大に設立パーティを開催することも報告された。組織率も50%に届く勢いで、活発な支部活動が期待されている。

（本部幹事長 伊藤 茂昭）

## 5委員会からの活動報告

### 次代を担う世代間の交流を

企画委員会委員長 尾崎 純理

おかげさまで企画委員会には、東京3会から松田純一委員長代行をはじめとする元気な若手に参加していただき、若手議員と今まで3回朝食懇談会を開きました。予想以上に刺激的な内容で、これからの大いなる発展が期待できます。



### 会費納入にご協力を

財務委員会委員長 奈良 道博

財務基盤の安定と拡大は組織強化の要です。そのためには、組織強化委員会と連携しての新規会員の獲得はもちろん、既存会員の会費の納入率を高めることも重要です。皆様のご協力をお願いします。



### 弁護士政治連盟の組織強化について

組織強化委員会委員長 井元 義久

弁連連の組織率は、全国平均10%に満たない状況ですので、組織委員会の課題は、本年度中に少なくとも組織率を20%程度に高めることにあると考えています。

会員増強を実現するためには、本部と既に設置されている支部との緊密な連携が必要であり、また、未だ支部が設置されていない各弁護士会に声を掛けて支部設置を推進しなければなりません。

本年度は、各地の支部設置準備の方との連携を密にするために、本部副理事長や幹事に各地区担当を決めました。

既に支部が設置されている弁護士会の皆様にはその強化を、未だ支部設置に至っていない弁護士会会員の皆様には支部設置をめざしてよろしくご協力の程お願い申し上げます。



### 充実した広報活動を

広報委員会委員長 吉岡 桂輔

「広報」には「対外」と「対内」の2面がありますが、ニュースも、これを意識しています。対外は国会議員との交流です。各先生の経歴や抱負など活動状況を掲載し、一方、弁護士からの意見発信で、双方の交流に努めます。対内の面は、本部や支部の活動状況を伝えます。今年は若手会員の新鮮な感覚を取り入れ、充実した広報活動を目指します。



### 幅広い意見集約を

総務委員会委員長 山岸 憲司

総務委員会は、新たに設置されることになった委員会です。当面の活動としては、国会議員の先生方の推薦やパーティー券の購入のあり方などを検討し、実効性のある活動に向けての施策を議論することになるかと思えます。また、活性化していく中で規約の見直しなども検討していく予定ですので、幅広いご意見をいただければ幸いです。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。



## 弁政連活動日誌 (12) 自 平成19年11月20日 至 平成20年3月28日

11月21日 弁政連・日弁連、社民党との朝食会  
組織強化委員会  
29日 企画委員会  
30日 近弁連大会に本林理事長・宮崎副理事長・伊藤幹事長が出席  
近弁連大会昼食時に、近弁連管内理事等と本林理事長・井元副理事長・宮崎副理事長・伊藤幹事長懇談  
12月5日 財務委員会  
在京正副理事長会議  
広報委員会  
7日 企画委員会主催、森まさ子議員との意見交換会  
7日 弁政連ニュース第11号発刊  
14日 企画委員会主催、山口なつ男議員・大口善徳議員・宮田茂之議員との意見交換会  
21日 企画委員会主催、園田康博議員・北神圭朗議員・階猛議員との意見交換会  
平成20年  
1月17日 全国社会保険労務士会連合会新春賀詞交歓会に伊藤幹事長出席  
17日 日本土地家屋調査士会連合会新春交礼会に伊藤幹事長出席

18日 組織強化委員会  
18日 広報委員会  
18日 日本行政書士会連合会新年賀詞交歓会に伊藤幹事長出席  
19日 本林理事長・伊藤幹事長、九州支部設立総会・祝賀会に出席  
21日 日本司法書士会連合会新年賀詞交歓会に本林理事長・伊藤幹事長出席  
22日 企画委員会  
24日 本林理事長・江田参議院議長と対談  
25日 在京正副理事長会議  
31日 新年祝賀会  
2月19日 企画委員会  
23日 本林理事長・伊藤幹事長、大分県支部設立総会に出席  
29日 組織強化委員会  
3月7日 在京正副理事長会議  
13日 本林理事長・伊藤幹事長、日弁連理事会で要請  
18日 企画委員会  
24日 尾崎副理事長、全国土地家屋調査士政治連盟第8回定時大会懇親会に出席  
28日 弁政連ニュース第12号発刊

## 編集後記

今回は企画も費用も少しだけ弾んでみました。会員が増えればもう少し弾むのに…  
苦勞します。 (いとう)

今回も、大急ぎでした… (みち)

「司法改革」の制度設計のど真ん中にいらしたお二人。その熱い想いに共感できたか、できなかったか。自分と「司法改革」との距離感を計るバロメーターか。 (うすい)